

2 自転車用ヘルメットの着用を努力義務化

自転車に係る交通死亡事故の約7割が、主に頭部を損傷して死亡しています。

自転車を利用するときは、頭部保護に有効な乗車用ヘルメットを適切に着用するよう努めてください。

保護者は未成年者の自転車利用者に対し、事業者は事業の用に供する自転車を利用する従業員に対し、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めてください。

自転車用ヘルメット購入費補助制度

町では、自転車用ヘルメットの購入費補助制度を行っています。ぜひともご活用ください。

対象者

高校生以下の未成年及び65歳以上の高齢者

補助内容

ヘルメット購入費の2分の1(上限2千円)

対象ヘルメット

町内の店舗において新品で購入したもの

※詳細は町ホームページをご覧ください。

ヘルメット購入費補助の
詳細はコチラ



自転車安全利用 6原則



1 自転車は、車道が原則、歩道は例外

- 道路交通法上、自転車は軽車両と位置づけられています。
- 歩道と車道の区別のあるところは車道通行が原則です。

2 車道は左側を通行

- 自転車が車道を通行するときは、自動車と同じ左側通行です。
- 道路の中央から左側部分の左端に寄って通行してください。
- 一方通行道路で「自転車を除く」の補助標識があり、自転車の規制が除外となっている場合も同じです。

3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

- 自転車が歩道を通行する場合は、車道寄りの部分を徐行しなければなりません。
- 歩行者の通行を妨げるような場合は一時停止しなければなりません。

4 安全ルールを守る

- 自転車が並んで走行することは禁止されています。
- 夜間はライトを点灯してください。
- 自転車の2人乗りは禁止されています。
- 交差点では一時停止して安全を確認してください。

5 子どもはヘルメットを着用

- 保護者は、児童が自転車に乗るときは、ヘルメットを着用させるよう努めなければなりません。
- 成長過程の子どもは体の重心位置も不安定で、転倒した時、頭部に重大なダメージを受けることがあります。
- 幼児を幼児用シートに乗せるときは、幼児用ヘルメットの着用をお願いします。

6 大人もヘルメットを着用

- 条例では全年齢のヘルメット着用が努力義務になっております。自転車に乗るときはヘルメットの着用をお願いします。

問合せ 防災安全課防災安全係 ☎ 28・0355